

PCB 廃棄物の収集・運搬・処理
発注仕様書

令和 6 年 7 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
廃止措置・技術開発部 施設管理課

1.目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（以下、「原子力機構」という。）で保管している PCB 廃棄物の「点検・搬出」並びに処理施設への「収集・運搬」及び「処理」を委託する。

本作業の委託は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 6 条により策定されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（環境省）及び同法第 7 条により策定された岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って行う。

2.適用法規等

本収集・運搬・処理作業は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、廃棄物処理法、労働安全衛生法等関連する規則、低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン等関連する規則、基準に基づき適正に収集・運搬・処理を行うものとする。

3.収集・運搬場所

収集・運搬元： 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地
原子力機構

収集・運搬先： 処分業の許可等を持つ事業所（詳細は契約締結後決定）

4.保管場所

岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地
原子力機構 共通施設（倉庫、コンデンサ室）

5.納期

令和 7 年 3 月 14 日（金）

収集・運搬の日程は契約締結後調整を行い決定する。

6.検収条件

産業廃棄物処分に関するマニフェストの完納及び作業完了報告書の提出を以って検収とする。

7.収集・運搬・処理を委託する PCB 廃棄物の品名等

(1)収集・運搬・処理を委託する PCB 廃棄物

PCB 特措法 届出番号	品名	定格容量	型式	製造年	寸法 (mm)			機器重量 (kg)	台数	総重量 (kg)
					縦	横	高さ			
23-003 ～ 23-006	リアクトル	45kVA	SRMI-6675	1978 年	800	870	900	540	4 台	2,160
				(架台)	900	1530	1450	260	4 台	1,040
05-001 ～ 05-003	コンデンサー	200kVA	AF662201KB1	1986 年	140	620	610	50	3 台	150
05-004 ～ 05-009	コンデンサー	250kVA	AF382251VB1	1896 年	140	720	640	60	6 台	360
05-010 ～ 05-016	コンデンサー	700WVAC 6 μ F	70MAK605U	1977 年 ～ 1980 年	50	60	150	0.5	26 台	13
05-017	コンデンサー	700WVAC 2 μ F	70MAK205U	1977 年	40	60	90	0.3	2 台	0.6
05-018 ～ 05-024	コンデンサー	1600TVA C 4 μ F	CPP-1	1979 年 ～ 1980 年	40	60	120	0.3	14 台	4.2

PCB 特措法 届出番号	品名	定格容量	型式	製造年	寸法 (mm)			機器重量 (kg)	台数	総重量 (kg)
					縦	横	高さ			
05-025	コンデンサー	700WVAC 6 μ F	70MAK605U	1980年	50	60	150	0.5	5台	2.5
05-026	コンデンサー	700WVAC 2 μ F	70MAK205U	1980年	40	60	90	0.3	6台	1.8
05-027	コンデンサー	700VAC 2 μ F	FM(P1)	1991年	35	55	75	0.2	2台	0.4
05-028 ～ 05-029	コンデンサー	700VAC 6 μ F	FM(P1)	1990年	55	75	85	0.4	4台	1.6

8.漏洩の点検及び補修並びに清掃

- (1)原子力機構の保管場所から搬出する前に、油の漏洩の有無を受注者で確認を行うこと。
- (2)漏洩の点検作業に必要な資機材は受注者が準備するものとする。

9.搬入日時の調整

協議して決めた搬入日時に処理施設に搬入するものとする。調整は、受注者で行うものとする。

10.提出図書

表に示す図書を期限までに提出すること。なお、提出図書はグリーン購入法に適應した印刷用紙により提出すること。

図書名	提出時期	部数	様式	備考
特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可証等の写し	契約時	1部		委託契約書に添付
特別管理産業廃棄物処分業許可証等の写し	契約時	1部		委託契約書に添付
現場代理人届	作業着手14日前まで	1部	機構書式	
安全組織・責任者届	作業着手14日前まで	1部	機構書式	
一般安全チェックシート	作業着手14日前まで	1部	機構書式	
リスクアセスメント	作業着手14日前まで	1部	機構書式	
緊急連絡体制表	作業着手14日前まで	1部		
運搬計画書 (漏洩の点検の要領を含む。)	作業着手14日前まで	1部		
作業完了報告書(作業写真含む)	作業終了後30日以内	1部		
産業廃棄物処分に関するマニフェスト	その都度	1部		運搬を終了した10日以内
その他必要な書類	その都度	必要部数		

11.補償事項

- (1)受注者が本仕様書に記載された事項の逸脱又は、原子力機構の指示に違反した場合は、受注者の負担で原子力機構の指示通りにやり直しを行うこと。
- (2)受注者が故意又は過失により、原子力機構所有の設備・機器・備品等に損傷、紛失等の不具合を発生させた場合は受注者の責任において原子力機構の指示に従い修復すること。

12.機密保持

- (1)本作業に伴い知り得た機密の保持に努め、双方とも他の一方の承認無くして第三者に漏らさないこと。また、下請人に対しても同様に厳守させること。
- (2)前項は本作業終了後も、当該機密が公知となるまで有効とする。

13.技量管理

本作業は PCB 廃棄物の収集・運搬・処理を行うため、特別管理産業廃棄物の収集・運搬業及び処分業の許可証等、当該業務を行う区間を管轄する都道府県知事に許可を受けている者及び環境省令に定められている者であることを証明する資料を提出すること。

14.協議

本仕様書について、疑義が発生した場合は、原子力機構の担当者と協議の上、決定することとする。

15.検査員及び監督員

- 検査員 (1) 一般検査 管財担当課長
(2) 技術検査 廃止措置・技術開発部 施設管理課長
監督員 廃止措置・技術開発部 施設管理課 TL

16.特記事項

- (1)受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動すること。
- (2)保管場所からの移動、搬出、トラックへの積み込みも受注者が行うこと。
- (3)処分対象のリアクトルについては、電源離線の上、建屋内に残置保管している。架台、遮断器、リアクトルが一体となっており、遮断器のみ取り外し可能であることから、遮断器は、原子力機構構内の指定場所に搬入し、架台とリアクトルについては、PCB 廃棄物として処分を行うこと。
- (4)作業完了報告書には、PCB 廃棄物の運搬車両への積み込み作業前、積み込み作業中、積み込み完了、運搬先荷おろし前及び荷おろし完了後及び中間処理施設等の写真を添付すること。
- (5)受注者作業員及び現場責任者は、原子力機構担当者が安全確保のために行う指示に従うこと。
- (6)その他、仕様書に定めのない事項については、原子力機構と協議の上、決定する。
- (7)現場責任者及び分任責任者については、原子力機構が実施する「作業責任者認定制度」に基づく認定教育(2 時間程度)を受講し、認定されたものを行うこと。なお、教育を受講していない場合は作業前に教育を受講し認定手続きを行ってから作業を行うこと。
- (8)「作業責任者認定制度」の教育を受講し、認定されているが、作業着手日からさかのぼって1年を超えて原子力機構で作業を実施していない場合は、原子力機構が実施する追教育(1 時間)を受講してから作業に着手すること。

以上